

学校事故・事件の抑止には 国家賠償法の求償権行使が不可欠

国家賠償法第1条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

国家賠償法第1条2項

前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

なぜ？
と思ったら
3月15日(木)
議員会館へ

同じ公務員でも
医師には
国家賠償法は
適用されないワン

申し遅れました
が求償犬です。

私立学校の
先生には
個人責任が
認められるワン

求償剣です。



国家賠償法勉強会

日時：午前10時～11時30分 会場：衆議院第2議員会館 第1会議室（定員約80名）
事前申込みは、ここから未来国賠勉強会係 coco-info@cocomirai.org まで。

国家賠償法、いま何が問題なの？



先生が体罰とかパワハラ、セクハラなんかの違法な行為で生徒を傷つけた場合、先生個人や学校の代わりに、国立の学校なら国が、県立、市町村立なら県・市町村などの自治体が賠償するんだね！

大丈夫、2項を見て！

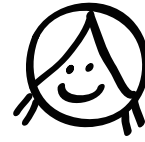
でも国や自治体は、私たちの税金を返すよう、悪いことをした先生個人に言うことはありません！

国家賠償法第1条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

国家賠償法第1条2項

前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。



ちょっと待って！私は「先生個人」に傷つけられたんだから、先生個人に謝って欲しいし、治療費を払って反省して欲しい！

よかった。じゃあ、国や自治体が肩代わりした賠償金（=私たちの税金）は、あとでちゃんと国・自治体が先生個人に請求してくれるのね！

どうして？

- ×「公務だから」というたった一言で片づけてしまいます。
- ×公務員が臆病になって正当な職務が行えなくなるとはいけないからそうです。
- ×また、公務員個人より国・公共団体の方が資力があり、被害者が完全に救済できるからとも。

じゃあどうして、国家賠償法1条2項が存在するのでしょうか？
また、同じ公務員でも医師には国家賠償法は適用されませんし、同じ教育職の私立学校の先生にも個人責任が認められます。

例えば、日常的に教え子にわいせつ行為をしていた町立小学校の教師が、発覚しそうになるや、その教え子を殺害したという極めて凶悪な事件であっても、町が税金で教師の賠償責任を肩代わりし、教師個人には「一銭も」求償していません。

いま、教師による教え子のいじめ事件や体罰、指導死などの問題が深刻な社会問題となっている一方で、これらが刑事事件になることはきわめて少なく、教師の身分は守られています。子どもたちが安心安全な環境で学ぶために、教師が個人的に責任を取ることがとても大切なことであると考えます。

- 講演●南部さおりさん（日本体育大学准教授）
報告●工藤奈美さん（求償権行使懈怠違法確認等請求訴訟原告）
小林恵子さん（全国柔道事故被害者の会）
共催●一般社団法人ここから未来 <https://cocomirai.org/>
全国柔道事故被害者の会 <http://judojiko.net/>
「指導死」親の会 <http://shidoushi.org/>

●お申込み・お問い合わせ

衆議院第2議員会館入口で、入館証を配布しています。声をおかけください。
事前申込みをおすすめします。
お申し込みは、「ここから未来 国賠勉強会係」
coco-info@cocomirai.org まで。

2018年3月15日(木)
午前10時～11時30分
衆議院第二議員会館
第一会議室

■衆議院 第2 議員会館へのアクセス

国会議事堂前駅（東京メトロ丸ノ内線、千代田線）徒歩5分
永田町駅（東京メトロ有楽町線、半蔵門線、南北線）徒歩5分
溜池山王駅（銀座線、南北線）徒歩8分

